

# 独立行政法人情報処理推進機構

## 第五期中期目標

令和5年3月  
令和7年8月改訂

経済産業省  
デジタル庁

# 独立行政法人情報処理推進機構 第五期中期目標 目次

I . 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
II . 中期目標の期間	7
III . 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	7
1. Society 5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進	8
2. デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進	14
3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保	16
IV . 業務運営の効率化に関する事項	20
V . 財務内容の改善に関する事項	23
VI . その他業務運営に関する重要事項	24

（添付）独立行政法人情報処理推進機構に係る政策体系図、使命等と目標との関係

## I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

### 1. 法人の使命

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、情報処理の促進に関する法律（以下「情促法」という。）に定められているとおり、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としている。IPAは、デジタル政策を推進する随一の独立行政法人である。

### 2. 法人の現状と課題

IPAは、経済産業省（旧通商産業省）の政策実施機関として、独立行政法人（以下「独法」という。）化以前は、ソフトウェア産業への資金共有を中心に事業を行うとともに、1990年代からは、ウイルス・不正アクセス情報・脆弱性に関する情報の収集と調査分析を実施し、評価を得てきた。平成16年の独法化以降は、ソフトウェア・エンジニアリング・センター（SEC）を立ち上げ、それに関する施策を推進するとともに、第三期中期目標期間まで、ITの安全性・信頼性の向上や、高度なセキュリティと高度IT人材の確保等の業務を実施してきた。

第四期中期目標期間では、IPAに求められる役割を「情報セキュリティ対策の強化」、「高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化」、「ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化」と定め、IPAが有する情報処理に関する高く・幅広い専門性に基づいて、着実にそれら業務に取り組むことで、主に以下のとおりの成果を上げている。

#### （1）情報セキュリティ対策の強化

##### ①セキュリティ上の脅威及び脆弱性対策

各種ガイドラインの拡充、サイバー攻撃発生時の初動対応支援（J-CRAT）、情報共有・注意喚起（J-CSIP）を継続して実施。国産セキュリティ製品の有効性検証の手引きと実環境試験の手引きを作成。

##### ②セキュリティ対策の普及啓発

情報セキュリティ安心相談窓口対応やインターネット安全教室を継続して実施。コラボレーションプラットフォームによるセキュリティ対策のニーズとシーズのマッチングを実施。

##### ③中小企業へのセキュリティ対策支援

中小企業向けガイドライン・自己宣言制度の普及、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の創設や「サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）」の立ち上げを支援。中小企業向けセキュリティ対策

製品の検索サイト構築に向けた検討を実施。

④評価・認証制度

IT 製品調達時のセキュリティ要件のチェックリストを作成。情報セキュリティサービス審査登録制度によるセキュリティサービス事業者の信頼性を可視化する制度の運用を実施。

⑤政府関係機関のセキュリティ対策支援

独法等の情報システムの監視（第2GSOC）に係る体制整備、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAPP）の運用開始。

(2) 重要インフラ等のサイバーセキュリティ対策の強化

①人材育成

中核人材育成プログラムを通じて300人以上の専門人材を輩出、修了者コミュニティ（叶会）の創設、役割・分野等に応じた短期プログラムの提供、情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の拡大支援。

②国際連携

欧米諸国と連携したインド太平洋向け演習等を継続実施。

③事故調査機能の整備

第208回通常国会における高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案の成立により、IPAに業務追加となるため、事故調査に向けた体制整備を開始。

(3) IT人材育成

①未踏事業

未踏事業における人材の発掘・育成（量子コンピューティング技術活用人材育成におけるカーボンニュートラル部門追加含む）、スーパークリエータ認定及び各種イベントを実施。

②セキュリティ・キャンプ

セキュリティ・キャンプ全国大会／セキュリティ・ネクストキャンプにおける人材育成、セキュリティ・キャンプフォーラムを実施。

③情報処理技術者試験

第4次産業革命（AI・ビッグデータ・IoT）や高校及び大学等での情報・データ関連教育の拡充に対応し情報処理技術者試験の出題内容を平成30年8月にアップデート。

④情報セキュリティマネジメント試験（以下「SG」という。）、基本情報技術者試験（以下「FE」という。）のCBT方式への移行及びIBT方式導入の検討

コロナ禍を踏まえSG、FEのCBT方式への緊急移行を令和2年度から実施。“新たな日常”に対応するIBT方式導入の検討を開始し、令和4年4月にSG、FEの出題範囲、シラバス等の変更や、令和4年10月に実証試験を実施。

⑤情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）制度

情促法の一部改正に伴い、国家資格「情報処理安全確保支援士（登録セキス

ペ) 制度」における更新制の導入及び義務講習に民間事業者等の講習（「特定講習」）を追加。

⑥スキル標準（ITS-S+）の改訂やデジタルスキル標準（DSS）の策定  
データサイエンスやセキュリティ、アジャイルに関するスキル標準（ITS-S+）の改訂を実施。令和4年12月にデジタルスキル標準（DSS）ver1.0を策定。

#### ⑦デジタル人材育成プラットフォーム

経済産業省「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」の運用支援を実施。  
デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト（マナビDX）を令和4年3月に立ち上げ・運用。

### （4）デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進

#### ①DX認定制度

DX推進の準備が整っている（DX-Ready）事業者を認定する「DX認定制度」について、期間中に548者（令和4年12月時点）が審査基準を満たしていることを確認。

#### ②DX銘柄

東京証券取引所に上場している企業のうち、優れたDXの取組を行う企業を選定する「DX銘柄」について、令和4年度から主催に加わり、銘柄企業選定のためのDX調査（401社）の取りまとめをはじめ、DX銘柄の運営を実施。

#### ③DX推進指標

「DX推進指標」による自己診断について、令和3年末時点で844組織が実施（令和元年～令和3年）。

#### ④DX白書

令和3年10月にDX白書を公表し、令和4年11月末時点でダウンロード数約68,000件を達成。

#### ⑤地方版IoT推進ラボ／地域DX推進ラボ

IoT・ビッグデータ・AI等の先進技術を活用して効率的かつ効果的に地域課題の解決を図るとともに、地方の経済発展を推進する取組を支援するべく、「地方版IoT推進ラボ」をこれまでに106地域選定。また、地域社会全体でのDXへの取組をさらに加速するなどを目的とした「地域DX推進ラボ」を新たに設置。

### （5）社会システム全体のアーキテクチャの設計・提案

各省各庁又は事業者の依頼に応じて、モビリティや企業間取引等の3以上の領域でアーキテクチャを設計し、令和4年9月までに報告書を公表した。

世界的にも、加速度的なデジタル化が進展する中、我が国としてもデジタル社会の実現は、最重要課題の一つ。令和2年12月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が定められ、これを受けて、デジタル社会形成基本法に基づき、令和3年9月にはデジタル庁が創設されるとともに、デジタル社会の形成に関する

具体的な取組の全体像やスケジュール等を示すものとして、令和3年12月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」も決定（令和4年6月改訂）されるなど、政府全体としてデジタル政策に関する取組を強力に推し進めているところ。

こうした中、デジタル政策を推進する随一の独立行政法人であるIPAについても、政府のデジタル政策の一翼を担う重要な機関として、更なる取組の強化が求められている。特に、第五期中期目標期間においては、Society5.0の実現に向けて、「デジタルエコシステム（※）」の創出に取り組む必要がある。

具体的には、IPAが以下のような機能を有し、サービスを提供するとともに、これらを継続的に高度化していくことに取り組むことで、IPAが産学官や最先端の知が集積するデジタルエコシステムの中核組織となることを目指す必要がある。

- ・アーキテクチャ設計や企業・産業・地域のDXの社会実装等の推進
- ・企業・産業・地域のDXを支えるデジタル推進人材の供給
- ・サイバー空間における安全・安心の維持

※Society5.0の実現に向けて、企業や国民などデジタル社会を形成する多様なプレイヤーが連携するための社会的な基盤である「デジタル基盤」のもとで、それぞれのプレイヤーが相互に作用しあいながら、能力をいかんなく発揮し、それぞれの機能や役割を十分に果たすとともに、こうしたプレイヤーが自ずと拡大していく状態を「デジタルエコシステム」と定義。IPAは、この「デジタル基盤」を整備し、「デジタルエコシステム」の創出に貢献する。

なお、当該事項については、後述の「VI. その他業務運営に関する重要事項」に第五期中期目標期間のIPAの目標として記載。

### 3. 政策を取り巻く環境の変化

デジタル社会の形成は、我が国の国際競争力強化や国民の利便性の向上だけでなく、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題を解決する上で、極めて重要となっている。こうした認識の下で、政府は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定するとともに、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル庁を創設し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の策定・改訂を行っている。

デジタル政策を推進する随一の独立行政法人であるIPAは、重点計画に位置付けられている基本戦略や基本的施策等のうち、特に、以下の取組を進めていくことが求められている。

- ①Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進（突出した人材の発掘・育成や企業のDX推進等を含む）
- ②デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進
- ③サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

上記①については、IPAは、令和2年5月、Society 5.0の実現のため、サイバー空間とフィジカル空間を連携させるための複雑なルールや社会システムの全体像（アーキテクチャ）を整理して描くための組織として、デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）を立ち上げたところであるが、日本が自律的にイノベーションを起こすためのデジタル基盤整備は急務であり、今後も、DADCを中心に、当初から海外展開を見据え、国内外の幅広い関係者を巻き込みながらアーキテクチャを設計し、社会実装を推進していくことが必要である。

また、令和4年12月のデジタル田園都市国家構想実現会議において、経済産業省が中心となって、デジタル実装の前提となるハードインフラのみならず、データ連携基盤等のインフラの整備に向けて、デジタルライフライン全国総合整備計画の策定を行うこととされたことを踏まえ、DADCは経済産業省と連携し、自身の設計したアーキテクチャに沿って官民が連携して投資を行い、デジタルライフラインが全国に整備されていくよう、取組を進めていく必要がある。

加えて、イノベーションの創出を担う独創的なアイディアや技術を持つ突出した人材の発掘・育成（未踏事業）については、令和4年11月にとりまとめられた「スタートアップ育成5か年計画」において、その育成規模を大規模に拡大することとされたことも踏まえ、取組を強化し、ビジネスや社会課題の解決及び我が国のスタートアップ創出等に貢献していく必要がある。

上記②については、令和4年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、政府全体として、DX推進に必要となるデジタル人材の育成について「2026年度末までにデジタル推進人材230万人を育成する」という目標が掲げられたところであり、IPAとしても情報処理技術者試験やマナビDX等に加え、デジタルスキル標準の整備・活用事例収集・情報発信を通じて、その目標達成に貢献していく必要がある。

上記③については、令和4年12月に閣議決定された新たな「国家安全保障戦略」において、現在の国際的な安全保障環境の複雑さ、厳しさの一例として、サイバー攻撃の脅威が急速に高まっていることが指摘され、サイバー安全保障分野での対応力を欧米主要国と同等以上に向上させることとされている。この実現に向けて、令和7年5月に重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（以下「サイバー対処能力強化法」という。）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「サイバー対処能力強化法整備法」という。）が成立し、これに基づきIPAに一定の事務が追加されることとなった。産業界・経済界等に対して、サイバー攻撃被害の初動対応支援や情報共有の促進等を実施してきたIPAが果たす役割は大きく、今後、国家の安全保障・経済安全保障の確保への貢献に向けた取組も一層強化していく必要がある。

#### 4. 期中の中期目標変更について

##### (1) 令和7年4月1日における変更について

生成AIをはじめとするAIが急速に進展し、社会に普及する中で、AIのもたらす便益を最大化しつつ、リスクに対するガードレールを設けることの必要性が国際的にも広く認識されている。

我が国は、令和5年5月、国際的にはG7議長国として広島サミットにおいて、広島AIプロセスを立ち上げ、その成果として、令和5年12月に「広島AIプロセス包括的政策枠組み」を取りまとめるとともに、国内では、事業者がリスクに応じてAIを活用することができるよう、広島AIプロセスの成果も踏まえて「AI事業者ガイドライン」を策定してきた。

こうした中で、AIガバナンスに関する国際的な議論において、AIの安全性確保の重要性が高まっている。令和5年後半には、米国及び英国がAIセーフティ・インスティテュート（以下「AISI」という。）を設立したほか、その他の国・地域においてもAISI同等の機関が、AI安全性評価手法を確立しようとする動きを見せている。

かかる国際的な動向も踏まえ、令和5年12月21日、第7回AI戦略会議における岸田内閣総理大臣（当時）の指示を踏まえ、AI政策を統括する内閣府をはじめとする関係府省庁の協力を得て、我が国政府として令和6年2月14日にAISIをIPAに設置することとした。なお、AIが広範な政策アジェンダを含みうることを踏まえ、AISIの方針等については、AIセーフティ・インスティテュート関係府省庁等連絡会議において検討することとしている。

また、令和6年5月31日、行政機関等が円滑なデータ連携を行い、ワンストップオフィス等を実現することで、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を図る観点から、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立した（令和6年法律第46号）。

改正法では、データ連携促進等の観点から、IPAの業務に、行政機関等の情報システムに関するデータ標準化に係る基準（以下「データ標準」という。）の作成等の業務が追加されるとともに、関係業務の主務大臣に、内閣総理大臣（デジタル庁の長）が追加された。これを踏まえ、これまでIPAが担ってきたアーキテクチャ設計や企業・産業・地域のDXの推進の取組も踏まえつつ、デジタル庁との連携を更に強化し、公共・準公共分野を含む社会全体のDXを推進していく必要がある。

##### (2) 令和7年8月4日における変更について

生成AIの利活用の急速な拡大に伴い、電子計算機に求められる計算量は大幅に増加していることから、今後情報処理の更なる促進を図るために、先端的な半導体の確保、生成AIの計算需要を十分に満たせるだけのサーバーの導入等を併せて進める必要がある。また、半導体・AIの成長需要を取り込み、各産業の国際競争

力の強化につなげていくため、半導体・AI分野の公的支援に係る民間事業者の予見可能性を高め大規模な官民投資を誘発していく必要がある。

こうした背景を踏まえ、情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るために、①次世代半導体の生産を安定的に行うために必要な取組の支援や②大規模なサーバー等の導入の支援、③デジタル人材の育成等の措置に係るIPAへの業務追加等を定めた情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律が成立した（令和7年法律第30号）。

また、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用の進展、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大していることに鑑み、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図るため、サイバーセキュリティの確保に係るIPAへの業務追加等を含むサイバー対処能力強化法及びサイバー対処能力強化法整備法が成立した（令和7年法律第42号及び第43号）。

本業務追加によって、IPAは、次世代半導体の量産等に向けて、出資や債務保証といった金融支援の実施主体となるとともに、デジタル人材育成や国家のサイバー安全保障の確保に向けた取組を更に推進する役割を担っていくこととなる。

以上を踏まえ、本取組に係る目標を明確化する観点から、第五期中期目標の変更を行う。新たな目標のもと、これら課題への対応を強力に推進していくこととする。

## II. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間とする。

## III. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

第四期中期目標期間においては、社会的な要請や政策に基づき、IPAにとって新たな基幹となるべき業務が追加されるなど、IPAに求められる役割は、ますます重要なものになってきている。

第五期中期目標期間においても、第四期で実施してきた取組を継続しつつ、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する、「デジタルエコシステム」の中核組織となることを目指し、その時々における社会的な要請や政策の動向等を踏まえ、IPAが果たすべきミッションを達成していく。

なお、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価については、以下1.～3.に掲げる「Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進」及び「サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保」それぞれを評価単位として行う。

## 1. Society 5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進

Society 5. 0の実現に当たっては、サイバー空間とフィジカル空間を連携させるための複雑なルールや社会・産業システムの全体像を整理・設計するためのアーキテクチャ設計が必要。このため、第五期中期目標期間においては、これまで日本各地や業界ごとに個別アーキテクチャの設計が行われ、中にはグローバルレベルで取組が進んでいるものもあるが、こうした個別取組を統合して全体最適を図っていくため、ソフト、ハード、ルールといったデジタルライフラインの一体的整備を大胆かつ早急に進めていくことが重要。当初から海外展開を見据え、国内外の幅広い関係者を巻き込みながらアーキテクチャを設計し、社会実装を行っていく。

その際、改正法による業務追加を踏まえ、上記のアーキテクチャ設計とも連動しつつ、公共・準公共分野におけるデータ標準の作成等を進める。

あわせて、特にAIのルールに関する国際動向や技術動向を踏まえ、関係府省、関係機関と連携の上、安全、安心で信頼できるAIの普及に向けた業務を行っていく。

また、今まで見たこともない独創的なアイディア・技術を持つ突出した人材を発掘・育成する「未踏事業」について、技術（AI・量子コンピューティング等）の開発者・使い手や起業家等の輩出に向けて、その育成規模の拡大を行っていく。

さらに、DX推進施策（DX推進指標、DX認定、DX銘柄）による企業・産業・地域のDX推進をしていく。

### （1）ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進

- ・サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合を可能とし、人間中心で社会的課題の解決と産業発展を同時に実現するSociety 5. 0について、エコシステム、ビジネスモデル及びユースケースの観点も含めてビジョンを具体化
- ・ビジョンを実現するために必要なソフト・ハード・ルール・組織について、安全性・信頼性、経済性・インセンティブ及び技術・人材の観点も含めてアーキテクチャを設計
- ・設計したアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェアの提供も含めて、その社会実装・普及を推進
- ・上記のアーキテクチャ設計とも連動しつつ、公共・準公共分野におけるデータ標準の作成等を推進
- ・国内外の产学研官の幅広い関係者を巻き込みながら、ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及を実現するために必要な強いリーダーシップや高度な専門性を有する人材に関する体制を整備
- ・第五期中期目標期間内に社会がその効果を実感できる成功事例を生み出すために、まずはSociety 5. 0のうち5領域でビジョンの具体化、アーキテクチャ

の設計及び社会実装・普及の推進が実現することに注力

(2) 安全、安心で信頼できるA I の普及に向けたA I S I 業務の遂行

- ・内閣府をはじめとする関係府省庁、関係機関と協力し、A I S I の設立・運営、A I の安全性評価に係る調査・基準等の検討、安全性評価の実施手法に関する検討、他国の関係機関との国際連携（我が国と他国・地域の制度枠組みの比較検討を含む）の推進等の業務を遂行

(3) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供

- ・デジタル技術の活用によりイノベーションを創出することのできる独創的なアイディア・技術等を有する突出した人材の発掘・育成及び突出した人材が持つイノベーティブな技術シードの磨き上げを通じた産業界をけん引・リードしていく人材を育成

- ・突出した人材の交流の場の提供等による人的ネットワーク活性化促進

(4) 企業におけるデジタル経営改革の推進

- ・民間におけるデジタル技術を活用したD Xの促進を通じた競争力の強化に向けて、D X認定・D X銘柄等の効率化・整理、主体的な実施・運営を通じた企業のD Xの促進及び情報の集約・政策へ反映
- ・D X認定制度の認定件数を拡大
- ・効率的な審査フローの整備、集積した認定事業者データの分析による情報提供等を通じた申請を促進

(5) 次世代半導体の量産等に向けた金融支援

- ・経済産業省と連携し、次世代半導体の量産等に向けた出資や債務保証等といった金融支援業務を適切に実施する。

### 【指標】

本事業（上記1.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、S o c i e t y 5. 0の実現に向けて、アーキテクチャの設計から社会実装・普及まで取り組むことが重要である。また、独創的なアイディア、技術を持つ突出了人材の発掘・育成の支援制度（未踏事業）の拡大及び企業のD Xの促進が重要である。このような考え方のもと、以下の指標を設定する。

#### （定量指標）

指標1－1：S o c i e t y 5. 0の実現に向けた、5以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始（上記1.（1）関連）（アウトカム指標）  
【重要度高】 【困難度高】

S o c i e t y 5. 0の実現に向けて、自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済、及びスマートビル等の5以上の領域において、アーキテクチャを設計して、将来的な社会での普及を目指

し、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供が開始されることを目標にする。

**指標 1－2：未踏事業修了生の成果（上記 1.（3）関連）（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】**

未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第五期中期目標期間中の合計数延べ 130 件を目指す。あわせて、新技術の創出等を通じて、社会課題の解決や我が国のスタートアップ創出への貢献を目指す。

**指標 1－3：企業におけるデジタル経営改革の推進（上記 1.（4）関連）**

デジタル経営改革に向け DX 推進指標による自己診断実施組織数（大企業に限る）について、第五期中期目標期間終了時点で 2000 組織以上とする。

**（定性指標）**

**指標 1－4：公共分野・準公共分野におけるデータ標準の作成等を通じたデータ連携の推進（上記 1.（1）関連）（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】**

改正法の施行に伴い、新たに内閣総理大臣が主務大臣に追加されたことを踏まえ、デジタル庁との連携を強化するとともに、

- ①業務遂行体制の充実
- ②政府情報システムにおいて横断的に用いられるデータ標準の作成
- ③準公共分野におけるデータ標準の作成

等を進めていくことで、公共・準公共分野におけるデータ連携の促進に貢献する。

**指標 1－5：安全、安心で信頼できる A I の普及に向けた A I S I 業務の遂行（上記 1.（2）関連）（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】**

関係府省庁、関係機関と連携の上、諸外国の情勢も踏まえつつ、

- ①A I S I の設立・運営
- ②A I の安全性評価に係る調査・ありうべき基準等の作成
- ③安全性評価の実施手法に関する調査・あり方の具体化
- ④他国の関係機関との国際ルール協調（我が国と他国・地域の制度枠組みの比較検討を含む）

等を通じて、我が国における A I の利活用の基盤となる A I 安全性の確保に貢献する。

**指標 1－6：次世代半導体の量産等に向けた金融支援（上記 1.（5）関連）【重要度高】【困難度高】**

新たに出資や債務保証等といった金融支援業務が追加されたことを踏まえ、経済産業省と連携し、

- ①金融分野の専門家を含む体制や出資等業務基準等の関係規程の整備
  - ②選定事業者に対する円滑かつ適切な支援の実行
  - ③選定事業者に対する適切なモニタリングの実施
- 等を進めていくを通じて、次世代半導体の量産等に貢献する。

**<指標水準の考え方>**

**指標 1－1：IPAにおいて、产学研官で連携して、自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済、及びスマートビル等の 5 以上の領域において、国が整備するべきアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェア（以下「技術仕様等」という。）を具体化して、その国内外での社会実装・普及を進める。なお、技術仕様等の範囲は、前記に限定する趣旨ではなく、第五期中期目標策定時点の想定を記載したものである。**

具体的には、領域毎に 20 点に達成率を乗じた点数を合算して、第五期中期目標期間終了時点で 100 点以上を目標の水準とする。5つの領域で達成率 100% (B) を実現することを目標とした上で、それぞれ達成率 150% (C)、200% (D) を目指すものとする。また、本来的には、(C)、(D) の状態は、利用する事業者数等を計測して評価することが適切と考えられるが、(B) に至る前に適切な目標値を定めることは困難である。そのため、領域毎に (B) を達成してから必要に応じて利用する事業者数等を年度計画において目標として定めるものとする。

**<達成率>**

A : 50% (IPAが技術仕様等を提供している状態)

技術仕様等を整備して公表した場合

B : 100% (技術仕様等に準拠したサービスが社会に提供されている状態)

認定・認証等を通じて「整備・公表した技術仕様等に準拠していること」が確認されたサービスが、2社以上に対して提供された場合

C : 150% (技術仕様等に準拠したサービスが国内で普及し始める状態)

整備・公表した技術仕様等への準拠が政府の関連する事業・制度等の要件になった場合

D : 200%（技術仕様等に準拠したサービスが国際社会に普及し始める状態）

整備・公表した技術仕様等が国際標準化された場合

指標1－2：独創的なアイディア・技術を持つ突出した人材の発掘・育成規模を国家レベルの支援に拡大することが求められているなか、未踏事業における効果目標として、新技術の創出として知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数、起業・事業化への資金確保数、ビジネスマッチング成立件数を合わせ5年間累計で130件を目標とする。なお、未踏関係事業の計画を変更せざるを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。

指標1－3：DXを促進するために、IPAが行うDX推進指標の普及改善やベンチマーク分析、認定や銘柄制度の運用などが、企業の自己診断を促すことによりどの程度つながったかを測る指標として設定し、第五期中期目標期間中に目標値の達成を目指す。市場における自律的普及が期待される理論値である大企業約1.2万社の約16%に相当する水準が約200社であるため、当該指標水準とした。

指標1－4：データ連携により国民の利便性向上及び行政運営の簡素化・効率化等が期待されるところ、既存業務であるアーキテクチャ設計とも連動しつつ公共・準公共分野におけるデータ標準の作成等に取り組んだ結果として、各分野におけるデータ連携の促進への貢献度合に応じて評価するもの。

指標1－5：我が国を含め各国・地域ではAIの急速な発展・普及が進んでいるところ、特にAIルールに関しての国際動向や技術動向を踏まえ、関係府省、関係機関と連携の上、安全、安心で信頼できるAIの普及に向けた業務に取り組んだ結果として、AIの安全性の確保への貢献度合に応じて評価するもの。

指標1－6：全ての産業でデジタル化が加速度的に進展する中、情報処理の更なる促進を図るために、先進的な半導体の確保、生成AIの計算需要を十分に満たせるだけのサーバーの導入等を併せて進める必要があるところ、次世代半導体の生産を安定的に行うために必要な支援や大規模なサーバー等の導入の支援のため、出資や債務保証等といった金融支援業務に取り組んだ結果として、次世代半導体の量産等への貢献度合いに応じて評価するもの。

＜重要度高・困難度高の設定理由＞

## 指標 1－1

- 【重要度高】：第五期中期目標期間中に取り組む領域は、人口減少、脱炭素、経済安全保障といった社会課題に対応する観点からも、いずれもデジタル時代の社会資本としてデジタル基盤を提供する必要性が高まっており、当事業は、重要かつ優先すべきものである。
- 【困難度高】：また、本指標は、アーキテクチャ設計による社会実装の実現を目指達成の基準としつつ、更なる国内での普及・国際社会への普及を目指すチャレンジングな水準の目標である。

## 指標 1－2

- 【重要度高】：「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和3年6月7日閣議決定）」において大きな柱として位置づけられている「スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進」の中でも「優れたアイディア、技術を持つ若い人材への支援制度の拡大（未踏事業を国家レベルの支援に拡大すること）」は中核的な位置づけとなっており、当事業は、重要かつ優先すべきものである。
- 【困難度高】：また、本指標は、未踏関係事業の修了生が実際に新技術の創出、新規起業・事業化などといった新たな社会価値（アウトカム）を創出することをチャレンジングな水準で目指す目標である。

## 指標 1－4

- 【重要度高】：データの標準化により、公共・準公共分野におけるデータ連携を促進し、国民の利便性向上及び行政運営の簡素化・効率化等につなげていくことは、少子高齢化が進む中で生ずる様々な課題を行政DXにより解消し、さらには、産業や地域等のDXの取組とも連携しながら社会全体のDXにつなげていくことを推進する鍵になる取組であり事業は重要かつ優先すべきものである。
- 【困難度高】：また、データ標準は、多様な主体が整備するシステムの現状や、将来的な様々な環境変化も見据えつつ、多様なステークホルダーに活用されるような内容としていく必要があり、困難でチャレンジングな目標である。

## 指標 1－5

- 【重要度高】：安全、安心で信頼できるAIの普及は、G7サミットをはじめ、国際場裡における共通のアジェンダであり、重要。我が国においても、政府方針の下、AISIを設立することとしており、AIの安全性の確保に向けた業務は重要かつ優先すべきものである。
- 【困難度高】：また、我が国を含め各国・地域では、AIの急速な発展・普及に伴って、便益だけでなく、AIのもたらす様々なリスクも明らかになって

きている。現状、我が国をはじめとする各国・地域は、これらのリスクに対する対応策を持ち合わせていない現状にあり、かかる新興の課題に国際的な制度調和の下、取り組んでいくことは、困難でチャレンジングな目標である。

#### 指標 1－6

- 【重要度高】：全ての産業でデジタル化が加速度的に進展する中、特に生成AIは、我が国の社会や産業構造に大きな変革をもたらす重要な技術であり、先端半導体は、AI・デジタル技術の高度化と、消費電力の削減を同時に実現できる技術であることから、自動運転やAIロボット等の高度なデジタル技術を社会実装し、産業競争力を強化することにつながる。我が国のデジタル技術基盤を強化することは不可欠であるところ、次世代半導体に関する支援等は、重要かつ優先すべきものである。
- 【困難度高】：また、次世代半導体の量産は、海外のトップ企業もまだ実現に至っていない取組であり、次世代半導体事業者に対する金融支援の実行等を通じて、次世代半導体の製造基盤を我が国に確立すること目指す本指標は困難でチャレンジングな目標である。

## 2. デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進

DXを推進するボリュームゾーンであるデジタル人材の育成に関して、政府全体として「2026年度末までにデジタル推進人材230万人を育成する」という目標（令和4年6月デジタル田園都市国家構想基本方針閣議決定）を掲げており、IPAとしても、リテラシーレベルの人材育成とともに、そうした専門的なデジタル知識・能力を有するデジタル推進人材の育成にも貢献していく必要がある。このため、第五期中期目標期間においても、第四期中期目標期間で取り組んだDX推進に資する情報提供とともに、デジタル人材の拡大に向けて、関係省庁等とも連携しつつ、以下の取組を推進していく。

- (1) デジタルスキル標準の整備・情報発信
- ・デジタルスキル標準等の普及・活用促進に向けた事例収集・情報発信や継続的な見直しの実施、経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」運用を支援
- (2) デジタル人材育成プラットフォームを通じたデジタル人材育成推進
- ・デジタル人材育成に資する民間事業者や大学等が提供する教育コンテンツの一元的な提示、IPAが発行する個人IDに紐付くデジタルスキル等の基盤整備、人材育成コンテンツの充実やデジタルスキル標準との紐づけの審査を実施
- (3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進
- ・情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施、並びに、情報処理安全確保支援士制度に係る登録（更新を含む。）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む。）を実施

- ・情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数の増加や利活用の拡大に向けた取組を実施
- ・アジア諸国における情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験を実施

### 【指標】

本事業（上記2.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、企業のDXを推進していくためには、政府目標として位置付けられている「デジタル推進人材」等の育成の推進が重要であるため、以下の指標を設定する。

#### （定量指標）

**指標2－1：デジタルスキル標準及びITスキル標準等の浸透（上記2.（1）関連）**

DXを担う人材に必要となるリテラシーやスキルを示す指標として新たに整備・発信するデジタルスキル標準及びITスキル標準等の情報アクセス数について、毎年度、令和元年度から令和3年度の平均アクセス数の1.2倍（261,438件）を達成する。あわせて、民間と連携した個社ヒアリングを通じて活用状況を把握し、事例収集の上で活用方法を示すことで企業における一層の活用を目指す。

**指標2－2：リスクリング支援機能等の強化（上記2.（2）関連）【重要度高】**

#### 【困難度高】

「デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト（マナビDX）」のアクセス数について、毎年度、30万件以上を達成する。あわせて、マナビDXや人材育成コンテンツの充実を通じて、リスクリングを中心としたデジタル人材育成の拡大を目指す。

**指標2－3：情報処理技術者試験制度の活用（上記2.（3）関連）**

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、毎年度、第四期中期目標期間の平均値544,090人以上（※）を達成する。あわせて、時代のニーズに即した形で出題内容を見直していく。なお、災害等の発生により試験が開催できないなど、不可抗力による応募者数減少が発生した場合には、これに応じて目標値を修正する。

#### ＜指標水準の考え方＞

**指標2－1：令和元年度から令和3年度の年度当たり平均アクセス数は217,865件。** 指標水準をこの実績の1.2倍（261,438件）とすると、日本の常用雇用者数20人以上の会社企業（約25万社）が平均して年1回以上アクセスすると想定される水準に到達することが見込まれるた

め、当該指標水準とした。

**指標2－2**：「マナビDX」における月平均の実績数（アクセス数）は約2万5千件。通年のアクセス数に換算した約30万件を上回ることを目指す。

**指標2－3**：第四期中期目標期間のうち令和3年度までの応募者数平均（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から春期試験が中止となった令和2年度を除く）は544,090人であるが、この実績値は第三期中期目標期間の実績値（478,940人）の1.1倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。DXを担うデジタル人材の育成・確保に向けて、情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、毎年度、第四期中期目標期間の平均値以上（※）を目指す。

※第四期中期目標期間の平均応募者数は、令和2年度春期試験は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止されたため、令和2年度を除く、平成30年度・令和元年度・令和3年度の平均応募者数544,090人とする。

#### ＜重要度高・困難度高の設定の理由＞

##### 指標2－2

**【重要度高】**：DXを担うデジタル人材育成は、ビジネスアーキテクトやデータサイエンティスト等といった専門人材育成及び全てのビジネスパーソンのデジタルリテラシー習得が対象になる。人材不足がDX推進の阻害要因と指摘される中、より多くの人材がDXに必要なリテラシーやスキル習得を図ることは、重要かつ優先すべきものである。

**【困難度高】**：また、「マナビDX」は、民間等で提供されるデジタル分野の教育コンテンツを集約・整理、紹介することを通じ、リスクリング（学び直し）を支援するといった前例の無い取組であり、本指標は、「マナビDX」利用者体験の不断の見直しを行うことで開設当初のアクセス数以上を維持しようとするチャレンジングな水準の目標である。

### 3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

令和5年から始まる第五期中期目標期間中は、令和4年12月に新たに閣議決定された国家安全保障戦略を踏まえ、安全保障の確保に向けた取組を進める。また、令和7年5月に成立したサイバー対処能力強化法及びサイバー対処能力強化法整備法に基づきIPAにおいて追加されることとなった事務に対応していく。

サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中、第五期中期目標期間においては、IPAは、官民連携の最前線として、関係省庁等との連携を強化しつつ、サイバー脅威情報の集約のみならず分析・評価能力の強化を通じて

「サイバー状況把握力」の強化を図り、もって国家の安全保障・経済安全保障の確保に貢献する。

あわせて、サイバー空間が公共空間化する中で、フィジカル空間と同等の安全安心を社会全体が享受できるよう、誰も取り残さないサイバーセキュリティの確保を図るとともに、自主的な取組を支えるサイバインフラの提供、人材育成とサイバー技術の活用を促進する。

#### (1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献

##### ①我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応

- ・サイバー空間の脅威情勢の把握と、重大なサイバー攻撃等の未然防止・被害拡大防止に資する情報集約、安心相談窓口の運営、分析・脅威評価、情報共有体制の構築、初動対応支援
- ・内閣総理大臣からの委託に基づく情報（サイバー対処能力強化法に基づく基幹インフラ事業者等による届出又は報告に係る情報等）の整理分析及びサイバー攻撃による被害の防止に必要な情報の公表・周知等

##### ②経済安全保障上の重要分野（重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン）のサイバーレジリエンス向上支援

- ・重要インフラにおけるインシデント発生時の原因究明機能
- ・重要インフラ等の制御システムのリスクアセスメント支援
- ・サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づく重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ確保の状況の調査
- ・重要サプライチェーンを担う中小企業のセキュリティ対策 等

##### ③政府機関等のセキュリティ対策の支援

- ・サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づく独立行政法人等の情報システムの監視
- ・サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づく独立行政法人等の情報セキュリティの監査
- ・政府機関からの委託による政府プロジェクトの情報セキュリティの監査
- ・政府情報システムの調達に係るセキュリティ評価制度（ISMAP）や政府調達におけるIT機器等のセキュリティの信頼性確保に関する取組

##### ④国際関係の維持・強化（政府関係機関としての連携強化）

#### (2) 「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

##### ①中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策

- ・中小企業に対する情報セキュリティ対策に係るガイドラインや自己宣言制度等の普及促進（情報処理安全確保支援士等の専門家の積極活用）、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度の運営、自治体や経済団体等との連携拡大等
- ・企業や国民一般におけるサイバーセキュリティ対策の普及啓発に向けた取組

##### ②自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

- ・脆弱性対策の適切な実施によるサイバーセキュリティ上のリスク低減の促進

（「サイバー対処能力強化法」及び「脆弱性関連情報届出受付制度」に基づく脆弱性関連情報の迅速な提供及びその活用の推進、組込み機器等の脆弱性対策、脆弱性情報や攻撃被害情報の収集分析提供等）

- ・サイバー空間を巡る技術・環境変化を的確に捉え、各主体の自主的なセキュリティ対策に資するようなガイドラインの策定や白書等の調査分析業務及び情報提供等

### （3）人材育成の推進とサイバー技術の活用促進

#### ①社会インフラ・産業基盤における中核人材育成

- ・制御技術（OT）と情報技術（IT）の知見を結集し、模擬システムを用いた演習や最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術を創出

#### ②若手人材育成（セキュリティ・キャンプ）

#### ③IT製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進

- ・「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」及び「暗号モジュール試験及び認証制度」の実施等、IT機器等のセキュリティの信頼性確保に関する取組の実施
- ・情報システムのセキュリティ確保に向けた暗号技術の動向調査及びガイドライン等による情報提供、暗号技術検討会等（CRYPTREC）の事務局業務の実施

## 【指標】

本事業（上記3.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、我が国におけるサイバーセキュリティ対策が強化されるためには、IPAは、サイバー空間のエンドポイントの大部分を占める中小企業を含め産業界・経済界とのチャネルを有している強みを生かして、官民連携の拠点となることが必要である。このような考え方のもと、以下の指標を設定する。

### （定量指標）

指標3－1：国の安全保障の確保への貢献（上記3.（1）関連）（アウトカム関連）

#### 【重要度高】 【困難度高】

情報の分析・脅威評価を国に提供することや人材育成支援等を通じて、国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査を行い、上位回答を2／3以上とする。あわせて、IPAによる標的型攻撃を中心とした情報の分析・脅威評価の提供を通じて、政府の政策への貢献を目指す。また、重大なサイバーセキュリティインシデントの発生状況に係る参考指標として、大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数を設定する。

### 指標3－2：海外機関との連携の強化（上記3.（1）関連）

継続的な意見交換を実施する海外主要機関数10機関を目指すとともに、関係の強化を図る。また、海外機関との継続的かつ効果的な連携を行っているかについても、あわせて、取組内容など定性的な評価を行う。

### 指標3－3：連携組織との協働による施策の普及拡大（上記3.（2）関連）

第五期中期目標期間の最終年度までに、合計50以上の自治体・中小企業等の団体と連携をする。あわせて、連携組織との関係を継続し、より深化させていくことがサプライチェーン全体のレジリエンス向上の観点で重要であることから、MOU締結等の関係構築を図り、継続的な情報提供等を行うといった点を定性的に評価する。

### 指標3－4：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進（上記3.（3）関連）

第5期中核人材育成プログラム以降の修了者を対象に、帰任後に企業や産業、社会に対して行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数について、第五期中期目標期間終了時に1,000件以上とする。

#### ＜指標水準の考え方＞

指標3－1：IPAが有する産業界・経済界とのチャネルを活かして、サイバー攻撃情報に関する収集能力の強化、それら情報に対する分析機能強化を通じてサイバー状況把握機能を確立し、関連する政府省庁、関係組織への情報提供、情報共有、対策支援を推進するとともに、関係省庁等に対する人材育成支援等を通じて、国家の安全保障、経済安全保障の確保に貢献する。これらIPAの活動に対して、国の安全保障への貢献度の観点で政府関係組織にアンケートにより評価してもらい、一定水準以上の満足度を得ることを目標とする。なお、「標的型攻撃」については、攻撃の波があることや、秘匿性の高い情報提供について、公表が困難であったり、カウントしづらい可能性もあるため、指標としては設定せずに、定性的な目標とする。

指標3－2：第四期中期目標期間に定期的に交流を行っているのが6組織であり、今後、インド太平洋地域なども日米欧演習から継続的な意見交換にもつなげていく。

また、CC認証における国際相互承認の枠組みであるCCRAの加盟組織として更なる関係強化を進めるとともに、欧洲HWセキュリティやその他標準化関連組織等との関係も継続していくことを想定し、計10組織を目標とする。当該指標水準は、現在、6組織をほぼ倍増させる野心的な目標である。

**指標3－3**：地方自治体や各地域の産業振興公社、セキュリティ事業者等の組織を対象とし、セキュリティ普及啓発に係る連携協定、覚書の締結や、セキュリティプレゼンターの活用、サイバーセキュリティお助け隊事業における協力、SNSを通じた協力、その他具体的施策における協力関係の構築を行った実績を積算する。

**指標3－4**：第5期中核人材育成プログラム（令和4年6月修了）以降の修了者を対象として、

- ・企業活動数は、各期修了者を50名（直近3年平均は47.3名）、1人あたり平均3件（過去実績2.92件）として、中期目標期間終了時に $50 \text{名} \times 3 \text{件} \times 5 \text{期分} = 750 \text{件}$
- ・第五期中期目標期間においては、社会へ還元する活動を増やすべく積極的に取り組むこととして、平均 $50 \text{件} \times 5 \text{期分} = 250 \text{件}$ （※各年度の配分は、対象の修了者数に応じた傾斜配分を想定）の合計値を目標としたもの。

#### ＜重要度高・困難度高の設定理由＞

**指標3－1**

**【重要度高】**：国家安全保障戦略の改定を受けて、サイバーセキュリティ対策を強化していく中で、サイバー攻撃は官民をまたがるものであるため、特に官民連携が重要な課題である。このため、経済界・産業界とのチャネルを有するIPAが貢献できる役割は大きい。昨今の情勢を踏まえると、サイバー攻撃のリスクは高まっており、新たな司令塔組織が創設されることとなるなど、政府全体においても、政策の重要度・優先度は非常に高まっている。

**【困難度高】**：IPAは、これまで経済分野を中心に取り組んできたが、今後、安全保障分野における政府の政策企画への貢献にも取り組むこととなり、かつチャレンジングな水準を掲げたものであり、難易度は高い。

## IV. 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 機動的・効率的な組織及び人材確保等

- (1) 政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。
- (2) 組織横断的に将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論し、各事業や業務運営・審議プロセスの最適化・効率化に向けた継続的かつ不断の見直しを実施する恒常的な体制の整備により、業務改革・組織改革を機動的かつ柔軟に行い、第五期中期目標期間中に、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル

平均スコア3.0を目指す。

- (3) IPAに期待される役割の拡大に対応するため、人材が離職しない職場づくりを行うとともに、新規及び中途採用を強化し、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図るとともに、今後の組織の中核を担うプロパー職員（特に新卒採用者）への知見や経験の蓄積が重要との観点から、プロパー職員として適格な人材を一定数確保していく。中長期的には、民間企業等から迎えている研究員ポストの一部をプロパー職員に置換するとともに、フレキシブルな雇用契約により高度人材の協力を得つつ、プロパー職員、民間企業等から迎えている研究員等と合わせて、組織全体としての最適効率（ベストミックス）を目指す人事制度・人員体制への見直しを行う。
- (4) プロパー職員の専門性・企画力等を高めるよう、官公庁や民間企業への出向や海外・国内の研修機会を拡大する等、視野の拡大を図るなど、キャリアパスモデルの見える化を行う。
- (5) 職員の成長やチャレンジを促す風土を醸成するため、業績／能力評価制度を改め、タレントマネジメントシステム等の導入による人材情報の可視化等、人事関連制度の見直しを行う。
- (6) 専門性、特殊性の高い業務に対応するため、職員の能力開発制度の整備・充実、職員の能力や実績に見合った適正な処遇の実現（給与体系及び給与水準の適正化等）を図るとともに官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。

## 2. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行う。

## 3. 調達の効率化・合理化

- (1) 公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。
- (2) 企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。

#### 4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化

(1) デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの整備及び管理を行うため、これまでの取組を加速させるとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office）を支援するためのPMO（Portfolio Management Office）の下、情報システムについて、投資対効果を精査した上で整備するとともに、システムライフサイクル全体を見通したコスト管理を実施することとし、コスト削減の徹底を図る。

上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。

- ・PMOの設置及び支援実績
- ・情報システム整備に係る投資対効果の精査結果
- ・情報システム経費

(2) IPAの業務運営の効率化・最適化をより一層図るため、IPA業務のデジタルトランスフォーメーション（IPA-DX）の取組等を進め、第五期中期目標期間に、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3.0を目指す。従来から順次進めてきた業務の電子化の促進やシステムの最適化等を通じた改善に加え、また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、クラウドへのシフトを進める。具体的には、令和4年12月に改定された「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を踏まえつつ、パブリッククラウドとプライベートクラウドを組み合わせて利用する、ハイブリッドクラウド構築を進める。さらに、IPAの提供するサービスを利用する国民の利便性を向上させる（操作性、機能性等の改善を含む。）とともに、政府の政策立案に、より貢献していく観点から、IPA内のデータ利活用の促進に向けた取組（IPA-IDの統合等）を進める。加えて、これらの取組も含め、IPAの事業全体の効率化・最適化を支える事業運営基盤についても常時見直しを行うことで、組織として迅速かつ柔軟な意思決定につなげる。

なお、上記の取組にあたっては、以下の指標例を参考にする。

- ・クラウドサービスの活用実績
- ・オンライン手続（申請等）の利用率
- ・新たに公開したデータ種類数
- ・他機関を含む情報システム間のデータ連携の整備実績
- ・政府が整備する共通機能等の活用実績
- ・RPAやチャットボット等の導入
- ・WEBデータに基づく企業のDX活動の自動分析・評価の導入

(3) 生産性向上の観点から「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」を推進しつつ、ICTも活用した業務効率化に向けて、

先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため進めてきたテレワークの取組を引き続き推進し、リアルワークとリモートワークの最適効率（ベストミックス）を図り、業務の効率化を推進する。

## V. 財務内容の改善に関する事項

### 1. 運営費交付金の適切な執行管理

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人基準研究会、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金については、引き続き、適切に収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、各年度期中における運営費交付金の予算管理を適切に行う（仮に、期中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに、予算管理に反映させる。）。
- (3) 決算情報の公表の充実等、引き続き、IPAの財務内容等の透明性を確保する。

### 2. 自己収入の確保及び拡大

- (1) 第一期から第四期中期目標期間においても、自己収入の確保及び拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間においても、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大、サイバー攻撃被害への初動対応支援に関して、大規模な被害が懸念されるために政府機関から要請がある場合や支援先組織のニーズ・意向がある場合における有償での対応、IPAが運営するマナビDXにおける講座掲載料や広告掲載料の徴収等を通じた更なる自己収入の拡大を図っていくこととする。なお、未踏事業については、当該事業の目的が損なわれない自己収入策（未踏OB等からの寄付金の募集等）を検討する。
- (2) 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験については、これらの試験の持続的な運営を可能とするため、応募者数の増加に向けた取組を実施するとともに、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善にも取り組む。

### 3. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）

- (1) 地域事業出資業務については、第五期中期目標期間中に関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額で2億5千万円以上確保する。そのために、地域ソフトウェアセンターに対して指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。

(2) また、経営状況が改善せず、地方自治体・地元産業界からの支援も得られない場合は、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。

#### 4. 金融業務（債務保証業務）の適切な管理

債権の適切な管理等必要な業務を継続して行う。

### VII. その他業務運営に関する重要事項

#### 1. Society 5.0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出

IPAは、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する中核組織となることを目指す。このため、IPAは、社会（人・組織）から求められる機能（※）を有し、サービスを提供するとともに、これらを常に高度化するよう努める。これにより、IPAは、IPAを取り巻く人・組織とともに、「デジタル基盤」を創り、また、「IPAコミュニティー」を形成することで、Society 5.0時代のデジタルエコシステムを創出し、その拡大を図っていく。

なお、こうしたIPAの目指すべき将来像の実現に向けて、第5期中期目標期間を通じて、IPA自身の今後の在り方や、IPAが担うべき機能・役割等について、IPAは、自身を取り巻くステークホルダーをはじめ、「IPAコミュニティー」との議論を深めつつ、不斷に見直しを行っていく。

（※） IPAに求められる機能の例：

- ・社会システムや産業全体のビジョンを具体化して、ソフトからハード、ルールに至るまで、ビジョンを実現するアーキテクチャを設計し、その社会実装・普及を進める機能
- ・デジタル社会のインフラとなる情報処理基盤に係るCCE（Center of Excellence）機能（具体的には、①将来の社会システムを見据え、関係者が集い、情報処理基盤の在り方を構想する場を形成、②重要な技術領域や実装手法等の指針を示し、政府と連携して開発・実装を促進、③利用促進のための標準化・規格化等を推進等）
- ・独創的なアイディアや技術を持つ突出した人材を発掘・育成し、次世代に繋げていく機能（=未踏事業）
- ・産業全体の高度化に向けた、全国の各地域のDXやデジタル人材の育成・活用促進機能
- ・サイバーセキュリティ対策に資する情報・知見提供、能力構築支援、インシデントの未然防止及び被害拡大防止、原因究明対応の機能

#### 2. 内部統制の強化

(1) 引き続き、「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）」及び「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26

年11月28日付総管第322号総務省行政管理局通知)において定められた内部統制の推進及び充実を図る。

(2) IPA内に設置した、内部統制委員会、リスク管理委員会、監事監査部・内部監査部により、内部統制の推進及び充実を図り、理事長の指示の下、役員(理事長及び理事)及び各部門の長で構成される会議体において、各部門の施策、将来ビジョンや業務の必要性、連携の可能性などについて議論する等の取組を実施し、第五期中期目標期間においても、理事長のリーダーシップにより継続してこのような取組を推進し、組織のPlan・Do・Check・Action(PDC A)機能の充実を図る。

### 3. 情報管理及び情報セキュリティの確保

(1) 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」(平成13年法律第140号)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。

(2) IPAは、「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針の下、独法等の情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務を実施してきた。引き続き、その職責を十分に果たすよう、業務を確実に遂行するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の制定・改正を実施し、IPA自身の情報セキュリティ対策の水準を向上させ、万全の情報セキュリティの確保を図る。

### 4. 戰略的な調査・広報の推進

#### (1) ITに関する調査分析

IPAが実施するITに関する調査(DXに関する調査を含む)について、組織横断的な観点から必要となる情報として、ITに関する最新の業界動向や各国の政策動向などの情報収集・分析を行い、また、戦略的な情報発信も行う。

#### (2) 戰略的な広報の推進

① IPAが実施する事業の内容及び成果を積極的に広報し広く国民の理解を得るとともに、データとデジタルツールを活用してユーザーのニーズを把握し、求められる情報を最適な形で提供できるよう常に改善を繰り返す。同時にIPA内の情報共有や組織を横断した連携を促進し、全職員にユーザー視点の広報マインドを醸成し、広報活動の価値を向上する。

②すべての国民が、IPAウェブサイトで提供されている情報やサービスをスマートに利用できるようにするために、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に努める。

③国民一般に対してきめ細やかな情報発信を行うとともに、IPAが様々な分野で認知されるために報道発表・取材対応を積極的に行い、第五期中期目標期間

においてウェブ媒体における記事掲載件数を12,500件以上とする。

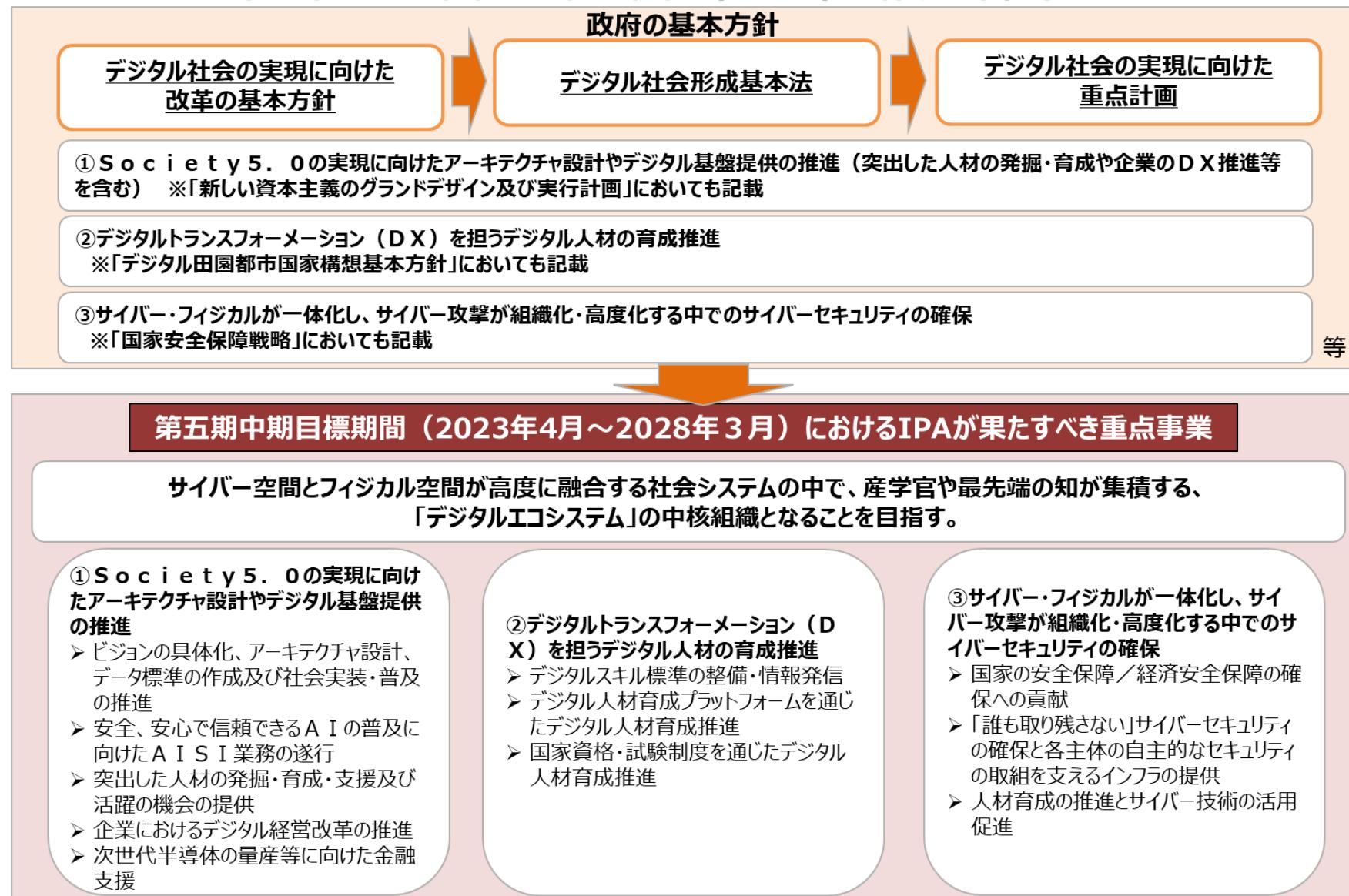
上記の「調査分析」及び「戦略的な広報の推進」の取組を通じて、IPAを取り巻く人・組織を情報発信によりつないでいき、IPAを中心とした「デジタルエコシステム」の創出にも貢献する。

##### 5. 人事に関する事項

デジタルエコシステムの創出を実現する上で必要となる、専門性等を有し、業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の確保・育成に係る方針を策定する。

以上

## 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に係る政策体系図



# 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の使命等と目標との関係

## （使命）

プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としている。

## （現状・課題）

### ◆強み

- 第四期では、IPAに求められる役割を「情報セキュリティ対策の強化」、「高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化」、「ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化」と定め、IPAが有する情報処理に関する高く・幅広い専門性に基づいて、着実にそれら業務に取り組むことで成果を上げている。

### ◆弱み・課題

- 世界的にも、加速度的なデジタル化が進展する中、IPAは、政府のデジタル政策の一翼を担う重要な機関として、特に、第五期中期目標期間においては、Society5.0の実現に向けて、「デジタルエコシステム（※）」の創出に取り組む必要がある。

## （環境変化）

- Society5.0の実現のため、サイバー空間とフィジカル空間を連携させるための複雑なルールや社会システムの全体像（アーキテクチャ）を設計し、社会実装を推進していくことが必要である。
- 政府全体として、DX推進に必要となるデジタル人材の育成について「2026年度末までにデジタル推進人材230万人を育成する」という目標が掲げたところであり、その目標達成に貢献していく必要がある。
- 新たな「国家安全保障戦略」において、サイバー攻撃の脅威が急速に高まっていることが指摘され、サイバー安全保障分野での対応力を欧米主要国と同等以上に向上させることが求められている。

## （中期目標）

サイバー空間とフィジタル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する、「デジタルエコシステム」の中核組織となることを目指す。

- Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進
- デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進
- サイバー・フィジタルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保
- 業務運営の効率化（機動的・効率的な組織体制・基盤の強化、IPA-DXの推進等を通じた業務効率化）

※Society5.0の実現に向けて、企業や国民などデジタル社会を形成する多様なプレイヤーが連携するための社会的な基盤である「デジタル基盤」のことで、それぞれのプレイヤーが相互に作用しあいながら、能力をいかんなく發揮している状態を、「デジタルエコシステム」と定義。IPAは、この「デジタル基盤」を整備し、「デジタルエコシステム」の創出に貢献する。